

# ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

会議名	第16回 全体会議		
開催日時	平成 23年 11月 25日 (金) 18時半～20時半		
開催場所	ふじみ野市役所 第4庁舎 第1会議室		
議長	大河内副代表	記録	事務局
出欠 (敬称略)	<p><b>【出席者】</b>            (役員) 山根代表、甘粕副代表、大河内副代表            (企画広報部会) 佐藤 (信)、宗野、水野、白鳥            (意見収集部会) 村上、太田、片岡、佐藤 (恵)、平塚            (原案起草部会) 岩城、江口、小坂、小島、瀧澤、谷野、中山 以上19名            (事務局) 暮らし安全課職員 3名</p> <p><b>【欠席者】</b>            渋谷、益丸、恩田、多田、谷川、内村、川合、坂本、西村、細井、三浦 以上11名</p>		
傍聴者	0名		
配布資料	次第、代表挨拶、資料1：第16回運営委員会会議録、資料2：「自治基本条例を考える会」後半に向けての心構え、資料3：11月12日(土)反省会の概要、資料4：市主要各団体よりの「意見収集」について、資料5：12月の勉強会及び来年1月のイベントについての企画案		
会議内容	<p>◎ 代表あいさつ            本日の主な議題は「団体への意見収集について」と「12月勉強会と1月のイベントについて」である。皆さんに議論・決定頂き、本格的に展開していきたいと考えているので宜しく御願いたい。 他</p> <p>◎ 連絡事項            第16回運営委員会での決定事項(資料1)            会議録の訂正：意見収集部会の出席者を片岡さんから平塚さんに訂正する。</p> <p>◎ 議題            (1) 「自治基本条例を考える会」後半に向けての対応について(資料2・3)            ● 質疑応答            ・ 質問に対しどのように回答すべきか。            ⇒ 協議会として答えられる質問は限定される。協議会に関する質問には正確に答え、そうでない質問はご意見として伺うにとどめる。</p> <p>○ 対応方法について確認した。</p> <p>(2) 団体への意見収集について(資料4)            ・ 村上意見収集部会長の就任あいさつ            ● 説明            ・ 団体からの意見収集は12月～1月に実施する予定。            ・ 他に対象団体があれば、村上部会長の携帯電話に連絡する。</p>		

- ・一覧の備考欄に依頼状況が記載してある。役員が直接持参する団体には、11月28日(月)に代表と村上部会長で依頼する予定。
- ・ふじみ野市民生委員・児童委員協議会への意見収集は12月22日(木)13:30～14:15大会議室で行い、ふじみ野市商工会は12月6日(火)の理事会の最後に説明できるよう調整中。
- ・11月27日(日)16時から上福岡図書館集会室で、団体への意見収集班の編成について打合せを行いたいのので、各部会から2名選出し参加してもらいたい。また、12月の団体への意見収集についても話し合いたい。

●質疑応答

- ・意見収集をする人員確保が難しいのではないかと。  
⇒団体の都合での開催となるので、各部会長が時間の融通がきく委員を村上部会長に報告をする。また、臨機応変に委員の交代を行っていくので、協力を願いたい。
- ・欠席者にも意見収集の対象団体について意見を聞いた方が良いのではないかと。  
⇒事務局から資料送付及びこの旨の連絡を本日举行う。
- ・中学生及び高校生を対象とした自治基本条例を考える会と同様の意見を聞く機会を設定してもらいたい。  
⇒この件については、中学生及び高校生に意見を聞くことに反対との意見表明があったため、事務局が教育委員会の考えを確認し、次回運営委員会で報告する。
- ・意見収集のまとめと集約についてどのように行うのか。  
⇒意見のまとめ方を検討し、運営委員会で決定していきたい。

○提案内容について了承する。

(3) 12月勉強会と1月のイベントについて(資料5)

●説明

- ・12月の勉強会の開始時間は先生の都合により午後2時からとなる。
- ・1月のイベントの第2部の詳細については、ここで意見をいただき、12月1日の企画広報部会で検討する。
- ・今後「自治基本条例だより」のようなニュースを月1回、発信していきたいと考えている。

●質疑応答

- ・勉強会の参加対象となっている職員プロジェクト・チーム(以下「職員PT」とする)はどのような活動をしているのか。  
⇒協議会役員からの依頼した協働の実態について本日、回答があった。  
職員PTは、協議会から調査依頼したものに対する回答するだけの組織ではない。行政職員として自治基本条例の制定に関し、必要な調査及び検討をする組織でもある。職員PTが調査研究をした結果、協議会と意見交換しながら、原案に行政の考えを加えることも想定されている。  
職員PTは、部署への割当てと自薦の10名で構成されており、事務局は

	<p>改革推進室となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員 P T に勉強会への参加や顔合せをどのように依頼するのか。 ⇒本日の議題が決定してから協議会事務局が職員 P T 事務局に依頼する。</li> <li>・12月のイベントは一般に開放しないのか。 ⇒住民投票について協議会内でも意見が様々あるようなので、まず勉強会で協議会としての考えをまとめていきたいと考えているため、一般開放しない。</li> <li>・アンケートは行うのか。またアンケート内容はどうするのか。 ⇒役員が企画広報部会と意見収集部会にアンケートの実施について要請をした。</li> </ul> <p>○議案の日時、場所、講師について了承する。内容については企画広報部会で再検討する。また、11月26日、27日の「自治基本条例を考える会」で1月のイベントの周知する内容も同様とする。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎意見収集したものをどのようにまとめるのか。 ⇒運営委員会等でまとめ方、基準などを相談する。</li> <li>◎会議の開催について通知を早くしてほしい。 ⇒21日の運営委員会で全体会議の開催が決まり、翌日の昼には通知した。 今後も開催が決定したら、早急に通知するよう努める。</li> <li>◎市民の意見を伺った結果、自治基本条例は不要という意見が多かった場合、協議会として自治基本条例を作らないという選択肢はあるのか。 ⇒協議会としては、自治基本条例原案を策定し市長に提出する。議会への上程については市長の判断になる。</li> <li>◎協議会委員の公表の可否について ⇒協議会は、市長の要請に基づき、公募によって集まった市民で構成されており、委員は市民の代表でないことを十分認識している。現在も策定するための委員の公募を継続しており、応募することによって委員として意見を言える状態にある。また、会議は傍聴できるように公開で行っているため、委員名簿の公開は不要と決定する。</li> </ul>
次回予定	未定
開催場所	未定